

議 会 第 9 号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への
私学助成の充実を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第1項の規定に
より提出する。

平成29年9月26日

提出者 新発田市議会議員
渡 部 良 一
川 崎 孝 一
佐 藤 武 男
入 倉 直 作
加 藤 和 雄
阿 部 聡
渡 邊 喜 夫

新発田市議会議長 比 企 広 正 様

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

新潟県では、高校生の約2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額および加算支給対象世帯の拡大がおこなわれました。これに新潟県独自の私立高校生に対する学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減されました。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けた後も新潟県平均の初年度納付金負担が約19万～45万円（年額）残ります。公立との学費格差を是正していくためには、県独自の学費軽減制度のさらなる拡充によって、学費負担のいっそうの軽減をはかることが求められます。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公立との格差が生じています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状です。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるには、経常経費に対する助成のいっそうの増額が不可欠です。

新潟県におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

新潟県新発田市議会

(提 出 先)
新潟県知事 米 山 隆 一 様